

子どもの権利



問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3550

記事ID 0079254

全てのこどもが自分らしく、健やかに育つためには『子どもの権利』を守ることが重要です。この権利は『子どもの権利条約』に定められています。こども家庭庁は、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう児童虐待防止のための広報・啓発活動などさまざまな取り組みを実施します。

『子どもの権利条約』4つの原則

■差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

■生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

■子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、『その子どもにとって最もよいことは何か』を第一に考えます。

■子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

情報提供や相談をしましょう

記事ID 0016761

■虐待を受けたと思われるこどもやその保護者を見つけたときは、すぐに連絡してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル
(匿名可能・通話無料・秘密厳守)

いちはやく
☎189

■子育てに悩んだときは、一人で悩まず気軽に相談ください。

●問い合わせ 市こども家庭センター(こども育成課内)☎0942-85-3550)



ひとり親家庭の母親・父親の資格取得を支援

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3550

記事ID 0001011

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母親・父親の就業に役立つ資格取得をする際、次のような支援制度があります。受給を希望する場合は必ず事前相談が必要です。早めにご相談ください。

■自立支援教育訓練給付金

●対象者(これまでに同給付金を受給していない人)

- ・母子・父子自立支援プログラム策定などの支援を受けている人
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人

●対象講座・資格

雇用保険法の教育訓練給付の指定教育訓練講座など

●支給額

最大で受講費用の60%(上限あり)

※支給額が1万2,000円を超えない場合は支給されません

■高等職業訓練促進給付金

●対象者(これまでに同給付金を受給していない人)

- ・児童扶養手当を受けている人、または同等の所得水準にある人
- ・6カ月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人

●対象講座・資格

看護師、准看護師、保育士、歯科衛生士など

●支給額

住民税課税世帯…7万500円(月額)

住民税非課税世帯…10万円(月額)

※修業期間の最後の1年間は4万円加算